

## 新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ 支援策の一部（続報）をご紹介します ～実質無利子・無担保融資／保証業種拡大／持続化給付金／納税猶予～

### 1. 【民間金融機関における実質無利子・無担保融資】 **当組合取扱**

国が補助を行う都道府県等による制度融資を活用して、**民間金融機関にも実質無利子・無担保・保証料減免・据置最大 5 年の融資が拡大**されました。セーフティネット保証(以下 SN 保証)4号・5号、危機関連保証のいずれかを利用した場合に、以下の要件を満たせば、**保証料補助と利子補給が行われます。**

当組合においても、5月1日より、この制度融資を活用した「**愛知県/三重県コロナ対策融資**」の取扱いを開始いたしました。

#### 【愛知県/三重県コロナ対策融資】

	売上高▲5%	売上高▲15%
個人 事業主 (事業性のある フリーランス 含む、 小規模のみ)	保証料ゼロ・金利ゼロ	
中規模 事業者 (上記除く)	保証料1/2	保証料ゼロ・ 金利ゼロ

ご融資限度額	3,000万円以内
ご融資期間	10年以内(据置期間5年以内)
資金用途	事業性資金(運転資金・設備資金)
ご融資金利	愛知県:3～5年以内 年1.2%、5～7年以内 年1.3%、7～10年以内 年1.4% ※当初3年間利子補給補助あり(キャッシュバック方式) 三重県:年1.60% ※当初3年間利子補給補助あり(リアルタイム方式)
保証料率	年0.85% ※愛知県・三重県ともに保証料補助あり
信用保証・担保	各信用保証協会の信用保証、 <b>原則担保不要</b>
連帯保証人	代表者以外不要

※セーフティネット保証 4 号・5 号、危機関連保証のご利用には、事業所所在地の市町村の認定が必要です。

### 2. 【政府系金融機関・信用保証協会による融資・保証の対象外業種の見直し】 **当組合取扱**

民間金融機関による実質無利子・無担保融資において、SN 保証や危機関連保証の利用が要件とされていることから、**これまで業種が限定されていた SN 保証 5 号について、5 月 1 日付で全業種が対象に指定**されました。

また、SN 保証 5 号対象業種拡大および新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、これまで政府系金融機関・信用保証協会による融資・保証の対象外とされていた、**ぱちんこ屋、場外車券売場・場外馬券売場・場外舟券売場、キャバレー業等(いずれも公序良俗等の観点から問題がある場合を除く)も、5 月 15 日より融資・保証の対象となりました。**信用保証協会では、一般保証、SN 保証、危機関連保証を合わせることで、**最大 8 億 4,000 万円(無担保 2 億 4,000 万円)の信用保証枠を確保することが可能**となっています。(注:他の保証制度・他協会との合算限度があります。また、審査によりご希望に沿えない場合もあります)

詳しくは当組合お取引店舗または経済産業省 中小企業金融・給付金相談窓口(0570-783-183)までお問い合わせください。

### 3. 【持続化給付金】

5月1日より、新型コロナウイルス感染症拡大によって影響を受けている事業者に対して支給される、事業全般に広く使用可能な「**持続化給付金**」の申請受付が始まりました。この給付金は、パソコンおよびスマートフォンから申請が可能となっており、**持続化給付金事務局ホームページにて申請情報を入力し、必要書類をアップロードして申請を行うと、申請内容確認後、通常2週間程度でご登録の銀行口座に入金される**仕組みになっています。詳しくは経済産業省管轄「持続化給付金」事務局ホームページ等をご確認ください。

給付額	中小法人等： <b>200万円</b> 、個人事業者等： <b>100万円</b> ※ただし昨年1年間の売上からの減少分を上限とする
	◆売上減少分の計算方法 <b>前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上×12ヵ月)</b>
給付対象の 主な要件	1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、 <b>ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少</b> している事業者。 2. 2019年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。 3. 法人の場合 ①資本金の額または出資の総額が10億円未満、又は ②上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2,000人以下である事業者。

※2019年に創業した方や、売上が一定期間に偏在している方などには特例があります。

※一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。

◆「持続化給付金」事務局ホームページ <https://www.jizokuka-kyufu.jp/>

### 4. 【納税猶予】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により納税が困難な方へ、無担保・延滞金なしで納税を猶予する「**特例制度**」が適用されることになりました。これは、新型コロナウイルスの影響で事業等に係る収入に相当の減少があった方が1年間納税を猶予される制度で、**令和2年2月以降の任意の期間(1ヵ月以上)において、事業等にかかる収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少しており、一時に納税を行うことが困難である方(個人・法人、規模は問わず)が対象**となっています。

対象となるものは、**令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する所得税、法人税、消費税等ほぼすべての国税(印紙で納めるものは除く)と、個人住民税、地方法人二税、固定資産税等ほぼすべての地方税(証紙で納めるものは除く)**です。また、これらのうち、すでに納期限が過ぎている未納の税金(他の猶予を受けているものを含む)についても、遡ってこの特例を利用することができます。

この特例制度は、**令和2年6月30日、又は、納期限(申告納付期限が延長された場合は延長後の期限)のいずれか遅い日までに、所轄の税務署への申請が必要**です。詳しい申請方法や必要提出書類等については、国税庁および総務省ホームページをご確認ください。

◆国税庁ホームページ [https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu\\_konnan.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm)

◆総務省ホームページ [https://www.soumu.go.jp/menu\\_kyotsuu/important/kinkyu02\\_000399.html](https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html)

資金繰り相談等、お気軽にご相談ください

本店営業部	052-451-5141	岡崎支店	0564-21-5141
一宮支店	0586-72-0256	今池支店	052-732-5426
豊橋支店	0532-53-7336	柴田支店	052-614-1231
春日井支店	0568-85-3222	津支店	059-224-1161

<https://www.a-sg.jp/>